

## 令和3年第12回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和3年12月14日  
開催年月日 令和3年12月27日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好  
閉会時刻宣告者 14時25分 事務局長 相馬 孝好  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	10	宮澤 史明
2	井上ゆかり	11	林 春政
3	高橋 満	12	高田 幸好
4	久保田穂積	13	鈴木 誠
5	櫻井 汪		
6	須賀 勤		農地利用最適化推進委員
7	小埜 一博		第1区域 中井 孝志
8	山口 俊司		第2区域 坂上 健司
9	染野 嘉明		第4区域 齊藤喜久夫

### ○欠席委員

第3区域 染野 亘志

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 浅見 孝典  
主任 野原 靖子

### 会議件名

- (1) 議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (3) 議案第3号 非農地判定について
- (4) 議案第4号 空き家に付随した農地の指定申請1件について
- (5) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。

本日は、年末の大変お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。  
ただいまより令和3年第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

○事務局長 初めに、鈴木会長よりご挨拶を申し上げます。

鈴木会長、よろしく申し上げます。

○会長 皆さん、こんにちは。

本当に年末も押し迫った会議で大変申し訳ないですけれども、また、今月は特に寒波で、マイナス6度ぐらいですか、非常に寒い中、ありがとうございます。そのうちオミクロンなんていう、本当にこのコロナがもう3年、6波がどうのこうのと心配していますが、今のところは埼玉もまだあまり出ていないようですけれども、本当に早くコロナがなくして普通の生活に戻りたいと願うところでございます。

そして、この1年間、いろいろと感謝申しあげまして、ありがとうございました。来年もよろしく申し上げます。

○事務局長 ありがとうございました。

早速、議題に入らせていただきます。

---

◎議長選出

○事務局長 会議規則第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

---

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

---

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

11番、林春政委員、12番、高田幸好委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議がないと認めます。よって、議事録署名人に11番、林春政委員、12番、高田幸好委員を指名します。

---

◎議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について

○議長 議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明いたします。

農地利用最適化推進委員さんは、農業委員会等に関する法律第17条により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないとされております。

現在、長瀬町では第2区域において欠員が出ているため、令和3年10月26日から11月25日まで推薦・応募を行った結果、定員1名のところ、1名の方から応募がありました。

つきましては、長瀬町農地利用最適化推進委員を委嘱することについて、承認を求めるものでございます。

それでは、お手元の議案資料のご説明をいたします。

番号1、住所・氏名、長瀬町大字野上下郷———、坂上健司さん。生年月日、———、担当区域、第2区域（大字中野上、大字野上下郷のうち杉郷、辻、宮沢地区）で  
ございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

ここで質問、ご意見ございましたら、お願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長 ございませんので、以上をもちまして、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

番号1について承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、承認したものと認めます。

よって、番号1は原案のとおり委嘱することに決定しました。

ここで承認をいただきました農地利用最適化推進委員に委嘱書の交付をしたいと思いますが、事務局、準備をお願いします。

○事務局長 委嘱書の交付を行います。坂上健司さんは、前のほうへお願いいたします。

○議長 坂上健司様。

長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱をする。

任期は、令和3年12月27日から令和5年7月19日とする。

令和3年12月27日。長瀬町農業委員会。

よろしくをお願いします。

(委嘱書交付)

○事務局長 お席のほうへお戻りください。

それでは、ここで今日から推進委員になられました坂上健司様より一言、ご挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○坂上健司委員 改めまして、こんにちは。

初めまして。私は、杉郷の坂上と申します。

町のほうも、30年来、消防団とかいろいろとお世話になりましたけれども、なかなか自分でも思うようにいかないところもありますけれども、70を超えてこういう役をまたいただいて、町のためにやってくれということなんでございますけれども、何しろ世間並みに少し忘れっぽくなりまして、足腰も痛いところでありまして、なかなか期待に添うようなことはできませんけれども、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、引き続き議案のほうの審議をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

---

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1件について議題といたします。

農地法第5条、番号1、———氏の所有の農地を———

———氏が太陽光発電施設用地の転用のための許可について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第2号 農地法第5条、番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人、住所・氏名、\_\_\_\_、\_\_\_\_  
\_\_\_\_さん。譲渡人、住所・氏名、\_\_\_\_、\_\_\_\_さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字\_\_\_\_、地目はどちらとも畑、面積は上から601、518の合計1,119平方メートルの2筆です。

転用の目的は、太陽光発電施設用地です。権利の内容は、所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、\_\_\_\_区内、光明寺から北西に約100メートルにある場所です。

次に、申請の事由ですが、申請の土地は休耕地のため、また譲渡人が高齢で土地の管理・維持が大変なため譲り受けて太陽光発電施設を設置し、エネルギー問題に貢献したいためということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図も併せてご覧ください。まず、土地造成が1,119平方メートルで、次に、工作物が太陽光パネル218枚です。

続いて、資金計画ですが、\_\_\_\_  
\_\_\_\_、資金調達方法は\_\_\_\_  
\_\_\_\_

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域にあり、認定外道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当区域の推進委員の説明ですが、第2区域の委員は本日委嘱されたばかりで現地を確認をしていないため省略し、農業委員の説明を行います。

5番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

○5番櫻井 汪委員 5番、櫻井です。

今月20日ですか、今回、推進委員の方がいない関係で、事務局と私と2名で現地確認いたしました。この場所は、元は住んでいたんですね。その関係で、1回出ちゃったために空

き家、空き地になっちゃって、それで一旦はまた農地にしたらしいんですね。その後、またいろいろ事情があったんでしょうけれども、こういう格好になりまして、場所としては更地になっていまして、境界線とかそういうものは特に問題ないと思うので、ご承認よろしくお願ひします。

○議長 櫻井汪委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第3号 非農地判定について

○議長 続いて、議案第3号 非農地判定、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第3号 非農地判定についてご説明いたします。

お手元の資料でお渡ししていると思うんですけども、非農地として判断する基準は、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に隣接して山林化しており、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、または、この土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に、「農地」に該当しないものが、非農地と判断されます。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

番号1、所在地、大字風布字————、地目は畑、農振区分は青地、面積は1,531平方メートルになります。所有者は————さん。

下に案内図、公図がありますので、場所のご確認をお願いいたします。場所は——区内、町道風布29号線の頂上から林道植平線を約200メートル下った場所です。裏面に現況写真が

添付されておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

なお、今回の非農地判定につきましては、所有者から「農地」に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行うものです。現地につきましては、担当区域の推進委員、農業委員と現地確認を実施しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 21日の午前中に、会長と事務局の浅見さん、3人で現地確認をさせていただきました。この地区は本当に南向きですが、斜面で、裏の写真を見ていただきたいんですけども、裏に写真があります。②の写真の右側の花が咲いているようなところ、この下が該当地になります。南向きの斜面であります、山林化というか、森林化が進んでいて、もう再生困難、非農地判定やむなしと考えます。

以上でございます。

○議長 齊藤委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明ですが、私の担当地区なので説明させていただきます。

——さんという、これが一番先の地主です。長男がいたんですけども、2人とも数十年前に亡くなりまして、今は空き家で誰も住んでいない。次男の——さんが相続したということです。この写真を見ていただくと分かりますが、2の図の下のほうは、元は桑畑だったらしいと言っていました。相当大きい桑があったということです。その周りが杉林とかいろいろなものになっているんですけども、とにかく農地には無理じゃないかということで、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

担当の推進委員、農業委員の説明が終わりましたので、これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は非農地と決定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定いたしました。

---

◎議案第4号 空き家に付随した農地の指定申請1件について

○議長 続いて、議案第4号 空き家に付随した農地の指定申請1件について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第4号 空き家に付随した農地の指定申請1件についてご説明いたします。

まず、長瀬町では、農地法第3条の許可基準として下限面積を30アールとしておりますが、平成30年4月1日より、空き家バンク制度に登録された空き家とともに付随した農地を取得する場合は、下限面積を1アールまで引き下げることと決定しております。この適用を受けるためには、農業委員会の指定を受けられる必要がございます。指定を受けた農地については、農地法第3条の下限面積が1アールまで引き下げられることとなります。

議案第4号は、空き家に付随した農地として指定を受けるための申請書の提出があったため、審議していただくものです。指定のための主な要件は、議案第4号の最初に記載させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。

指定要件としましては、5つございまして、1つ目が、空き家バンクに登録した空き家の所有者が所有する農地であること。2つ目が、空き家バンクに登録した空き家からおおむね100メートル以内の農地であること。3つ目が、指定する農地の面積が1アール以上であること。4つ目が、指定する農地の全て、または一部が遊休農地であること。5つ目が、所有者による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこととなります。

なお、農地の指定をしても、指定後に農地法第3条の許可申請が必要となり、譲受人は3条の許可要件を満たす必要がございます。

この指定要件を踏まえまして、ご審議をお願いいたします。

それでは、議案資料の説明をさせていただきます。

番号1、申請者、住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字風布字\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_。地目は全て畑、面積は順に921、338、1,055の合計2,314平方メートルの3筆です。

下に案内図、裏面に公図がございますので、場所の確認をお願いします。場所につきましては、\_\_\_\_\_区内、先ほどご説明したとおり、町道風布29号線の頂上から林道植平線を約200

メートル下った場所となります。

次に、農地の状況ですが、農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。農地の状況は、全てが遊休農地となっており、空き家からの距離は、建物と隣接した農地のため100メートル以内に位置しています。

空き家の状況は、所在地が大字風布字————で、所有者は申請者と同じ————さんで、空き家バンクへの登録は確認しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて、担当推進委員、齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

○齊藤喜久夫委員 今、事務局の説明があったとおりです。公図を見ていただきたいんですけども、裏の公図で——、今説明があったとおり宅地のあるところ、ここが今空き家バンクに登録してある——さんのご自宅というか、その前の畑が全部、この3つが今回申請があったものです。写真にありますとおり①から③、④までありますとおり、全然作物ができる状態というか、もう草ぼうぼうの状態でございますので、この審議に係る要件は全部満たしているというように感じます。

以上でございます。

○議長 齊藤委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明ですが、私の担当なので説明させていただきます。

これも齊藤さんと事務局の浅見さん、3人で見たんですけども、長く留守にされていて、たまに年に1回ぐらいは、何か聞くところによると、——さんが来て刈っていたということなんですけれども、今年はまだ1回も来ていないということで、今の状況は1から4のような状況になっています。

ここは正直結構広くて、前は養蚕をしていたんですけども、おじいちゃんと長男が亡くなった関係でやらなくなった土地だったんですけども、何か空き家バンクに登録して、何人か欲しいということで現地を見に来たような話を聞いておりますので、できればこういうふうなことで審議していただいて、誰か住んでいただければいいんじゃないかと思えます。よろしくをお願いします。

担当の農業委員、推進委員の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑はございますか。

○6番須賀 勤委員 ちょっと初めてなのでよく分かりにくいんですけども、空き家バンクの土地が農地になると、どんな適用か何かがあるんですか。

○事務局 では、事務局から説明させていただきます。

まず、こちらなぜ指定するかというお話なんですけれども、長瀬町で農地を取得する場合、農地の下限面積というのが30アール、平米にすると3,000平米を所有している農地を持っている方が農地を新しく購入するというのが要件としてございます。ですので、平成30年に、空き家の問題もあった関係で、空き家の活用と農地の活用というのを踏まえて、空き家バンクに登録した物件の近くにある農地は購入できるようにしようという取組を開始したんですよ。その農地として指定された場合は、下限面積、先ほど申し上げた30アールというのが1アール、100平米まで引き下げることができ、農地を持っていない方も所有することが可能となるような取組になっているので、今回空き家をご購入される方が周辺の農地を購入するために農地の指定をしていただきたいということで、申請が上がってきたものになります。

○6番須賀 勤委員 空き家と農地を一緒に購入できるというようなために、指定をしておくということね。

○事務局 そうですね。指定をされたからといって、農地法3条で許可が出るかどうかは別問題にはなるんですけども、まず指定をされない限り、下限面積が引き下げられないというものになります。

○6番須賀 勤委員 ありがとうございます。

○議長 ほかにありますか。

(発言する者なし)

○議長 ございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、申請のあった土地について空き家に付随した農地として指定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。

よって、本件は空き家に付随した農地として指定することに決定しました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

---

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、1月の委員会日程でございますが、1月の委員会は25日火曜日、午後1時30分からにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、1月25日火曜日、午後1時30分からにしたいと思います。

事務局から何かございますか。

○事務局 では、事務局から何点かご案内させていただきます。

お配りしているものも多いので、1つずつご説明させていただきます。

まず最初に、先月の農地転用の許可の状況からご報告させていただきます。

先月の農地法第5条の3件のうち2件が、令和3年12月16日付で許可となりました。資材置場の1件のみ、県の審査の過程で追加資料の提出が求められており、対応中のために許可のほうが遅れている状況になっております。

続きまして、お配りしているものの説明をさせていただきたいと思います。

最初に、黄色いファイルに入っていた遊休農地の発生防止・解消のための農地相談活動についてというものからご説明させていただきます。こちらにつきましては、例年、農業委員に農業委員会の活動として取り組んでいただいているもので、昨年も実施していただいているものになっております。

活動の趣旨としましては、農地利用の最適化というのが農業委員会の必須事務となりましたので、保全管理となっている農地の所有者さんとか、遊休農地になっている農地の所有者さん方に、あと担い手等に農地の相談活動を行って、新しく農地の集積につなげようという取組になります。

実施期間につきましては、本日12月27日月曜日から来年の2月25日金曜日の2か月間を設定させていただいております。

実施内容としましては、先ほど申し上げたとおり、遊休農地になるおそれがある所有者とか、遊休農地の所有者に対して農地の相談を行って、新しく農地の活用を図るために相談活動を行うものになります。もう一つとしては、担い手や実際に農業を大きくやられている方に、今後拡大する意向があるかどうかや拡大する余力があるかどうかを聞いていただいたりする活動になります。

続いて、実施の方法なんですけれども、今回この要領と一緒に記録カードとアンケートの用紙を2部ずつお配りさせていただきました。こちらにつきましては適宜活用していただいて、有益な情報が得られた場合については、こちらのカードやアンケートを事務局にご提出

をお願いします。

こちらについては必須ではありませんが、もし情報が得られなかったり、報告することでもないような情報であった場合には、自分で、お配りしております記録セットという緑色のセットがあると思いますので、そちらのほうに書き留めていただくので大丈夫ですので、ご自身で把握できるように管理をお願いできればと思います。

もちろん有益な情報があったほうがありがたいので、できる限りアンケートや記録カードというものを出していただいたほうが、今後の農業委員会の活動に生かれますので、もし有益な情報がありましたら、事務局まで提出をお願いいたします。

こちらについては、農業委員さん、推進委員さん、担当区域があるとは思いますが、長瀬町内全体で改良していきたいと思っておりますので、担当の区域以外でも、農地の所有者とか農家さんとかに農地相談活動をしていただいても構いません。なので、対象者というのは、今年の夏にやった農地利用状況調査で対象になって、遊休農地となっているところを回ったりとかしていただいていると思うんですが、その人じゃなくても全然大丈夫です。ご近所さんでも結構ですし、知り合いの方でも結構ですので、そういった農地相談活動を行っていただければと思います。

続いて、報酬の支給なんですけれども、今回2か月間取っておりますので、月1回程度を目安にさせていただいて、2日程度実施していただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。その活動については、農地利用最適化業務活動の実績報告書ということで、ちゃんと活動したよというのを報告書に記入して事務局に提出していただくものとなります。

それが続いての調査報告の方法というところになります。

提出期限については、2月の農業委員会の予定日を設定させていただいております。提出物については、先ほど申し上げた実績の報告書、もし有益な情報が得られた場合は、相談の記録カードとアンケートを添付していただければと思います。提出場所については、農業委員会の事務局、総会の日に持ってきていただければ結構ですので、活動が終わり次第提出していただければと思います。質問とかについては、後で事務局に直接お問合せいただければと思います。

では、続いて、お配りしているものの別のもの、ご案内させていただきます。

秩父郡市協議会農業委員等研修会という通知をお配りさせていただいております。こちらにつきましては、先月の農業委員会で一度ご案内をさせていただいたんですが、改めて通知文を作成しましたので、お目通しをお願いできればと思います。

会場は皆野町の文化会館なんですけれども、町の公用車の乗り合わせで向かおうかなと考えておりますので、集合時間に役場にお集まりいただければと思います。都合がつかなくて当日欠席となる方とか、前後の予定とかで会場に自分で向かいたいという方がおられましたら、事務局にご連絡をお願いできればと思います。

研修会についての説明は以上になりますので、後でお目通ししていただければと思います。続きまして、農業者年金のパンフレットをご覧ください。

こちらにつきましては、埼玉県の農業会議より、農業者年金のパンフレットを農業委員、推進委員に配るようご案内がありましたので、委員の皆様にお配りしています。

こちらにつきましては、制度についての深い理解とか、地元の農家さんでご興味がある人がいらっしゃったら、このパンフレットを交付していただいたり、ご説明していただいたり、もしくは事務局のほうに案内するよう指導していただければと思いますので、お配りさせていただいております。加入推進活動に農業委員さんについても行っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、最後になるんですけれども、これが少し委員の皆さんに少し意見を諮りたいなど思っていることがございまして、今回の議案第4号で空き家に付随した農地の指定というのがございましたが、それに関連したお話でございます。

今現在、平成30年にこちらの取組を長瀨町、皆野町、小鹿野町と足並みをそろえて始めたような取組なんですけれども、先行して小鹿野町が、空き家バンクに登録した建物以外のものについても取り組めるようにしようということで、空き家の解釈を広げているんですね。埼玉県不動産協会に所属している不動産業者が取り扱っている物件も、空き家バンクに登録されている以外でも取り扱えるように拡大しているような状況です。

つい先日、皆野町でも、空き家バンクだけではなく、不動産屋さんが取り扱っている物件も可能にしようということで拡大するような案件が認められたというか、承認されたようなお話がありまして、今現在、平成30年に足並みをそろえたのが少しずつずれているような状況になっております。皆野町については、今回のような空き家バンクの案件というのが、ここ4年ぐらいで1件しか実績がなかったので拡大したというお話を伺っています。

長瀨町だと、今回の案件でたしか3件目か4件目ぐらいなんですけれども、実績がないわけではないんですけれども、今後、農地の所有者さんとかが町外に出るようなケースというのはとても多くなってきますし、より裾野を広げたほうが長瀨町にとってもいいのじゃないかなと事務局としては考えておりますので、小鹿野町や皆野町と再度足並みをそろえようか

と考えているような状況です。

なので、農業委員さんの意見を踏まえつつ進めようかなと考えておまして、急に言われてどうなんだというのもあるんですけども、一応事務局としてはそういった方向性で進めたいと考えているんですけども、委員の皆様からこういった意見が出るかというのを聞きたくて、今日お話をさせていただきました。

何かご意見のある方は、いらっしゃいますでしょうか。

○齊藤喜久夫委員 今のお話で聞いて、平成30年から令和3年になって何年か、五、六年たっていると思うんですけども、それで三、四件ということは、長瀬町だって決して多くない。現状空き家が増えている状況で、農地も遊休化が進んでいる状況で、少しでも活性化をしようとして、小鹿野町なり皆野町がそういう形で不動産屋さんに登録してある物件についても対象にしたというふうに受け取ったんですけども、私は個人的には拡大して、やっぱり少しでも遊休農地の解消に役立つのであれば、裾野を広げてやったほうが、単純ですけどもいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○10番宮澤史明委員 全く賛成ですね。どんどんやればいいと思います。

それにプラスして、今、国のほうでちょっと報道されている情報では、跡取りが相続をなかなか大変な人は、農地だとか不動産の部分を国へ返すと。返すという言い方が妥当かどうかは分かりませんが、いろんなところに寄附するような形でできればなと前から思っていたんですけども、そういった動きがあるので、県の農業会議でそういった法律をどんどん制度化してほしいという働きかけをしているのかどうかですね。

もししているのであれば、秩父郡なんかまさにその対象地域なんですよ。もう相続人が外へ出て、相続してといっても要らないという人がほとんどなので、その後始末をどうするかというのは、やっぱり法改正しない限りはにっちもさっちもいきませんので、やはり困っている中山間地域の秩父郡の農業委員会でそういった決議というか、いわゆる陳情のような形になりますけれども、それを農業会議を通じて国へ出すという方法を取ったらどうかなと思っておりますので、その道筋というか、やり方をちょっと事務局のほうで模索していただけないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局 空き家とは別で、そういった農地の活用の陳情ということですよ。そちらについては、ちょっと事務局のほうで調べてみたいと思います。

○齊藤喜久夫委員 大滝だとか吉田とか、秩父市ですけれども、市としてはやっていない。要は秩父市って旧の秩父市じゃなくて、要は我々の環境と似たようなところが入っているわけじゃないですか。ということだと、今言った小鹿野とか長瀬とか皆野というのは外れていますよね。だから、そういう意味で秩父市自体だって、そういう30が1になるかは、それは分からないですけれども、そういう取組を、一緒じゃないかと、今、宮澤さんが言ったように、中山間地に位置する同じところだったら、だから、やっぱり一緒の足並みでやったほうが効果が上がるんじゃないかなと個人的には考えます。

○事務局 すみません、お時間の都合もあるので。

一応、空き家に付随した農地の関係については、ちょっと皆野町の取組を参考にして、来月、再来月の案件で、こういったのはどうでしょうというものを議案として上げさせていただければと考えているんですけれども、反対の意見をお持ちの方とかがついでにいらっしゃいますか。一応、齊藤推進委員さんと宮澤委員さんからは、いいんじゃないかというお話をいただいているので、ほかの委員さんの中で特に反対という意見がなければ、事務局の考えのとおり進めて大丈夫でしょうか。

では、進めさせていただきます。

事務局からは、以上になります。

○議長 何かほかにありますか。

○議長 無いようですのでそれでは、これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

## ◎閉 会

○事務局長 それでは、委員の皆様には慎重にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年第12回の農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後2時25分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和3年12月27日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 林 春 政

署名委員 高 田 幸 好